

これより議案第十四号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第二 議案第十五号 福生市敬老金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第十五号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たり、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、敬老金の実質的支給日について、理事者より、基準日は九月十五日で、支給時期は約一週間前から民生委員を通じてお願いしているとの答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第三 議案第十六号 福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第十六号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

審査に当たり理事者の説明の後、質疑もなく、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決されました。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第四 議案第十七号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第十七号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

審査に当たり理事者の説明の後、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第五 議案第十八号 福生市の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第十八号 福生市の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、緑化推進に努力するというで結構なことだと思いが、ブロック塀のほかに塀でもいろいろあるが、緑の樹木の塀にしようということになった場合、その辺の補助はどうなのか。

理事者より、生け垣をつくるということについては一メートル当たり五千円の補助をさせていただきたい。限度額は十万円ということである。撤去する塀については、かなり費用を要するもの、中程度のもの、簡易なものの三段階を予定しており、石積みとかコンクリート、ブロックなど、かなり堅固にできているものについては一メートル当たり四千百円の撤去費用の補助、限度額四万円、万年塀あるいは簡易な石積みについては一メートル当たり二千円、限度額二万円、その他、比較的簡易な塀については一メートル当たり三百円の、限度額三千円、こういったものを撤去の費用として補助していきたい。

委員より、公道に面しない目に触れない部分で、隣の境に生け垣を植えた場合にはどうなのか。理事者より、公道に面していない部分については対象外ということで理解している。

委員より、十年を経て再びブロックにされ、またその後、再び生け垣にされるようなケースについてはどうなのか。この条例案の中では一回限りというあたりを適用させていたのだと考えると考えている。

委員より、途中で所有者がかわるというケースについてはどうなのか。理事者より、この点については、所有者がかわるという時点で、今後存続する見込みがあるかどうか、とりあえず設置者の方にお尋ねをさせていただくことになるかと思う。その時点で可能性があるということであれば、これは設置者の方に対する返還を求めることはできないと理解している。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第六 議案第十九号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第十九号につきまして委員会における審査の概要を

御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明の後、質疑に入り、委員より、「精神衛生法」が「精神保健法」に変わることによる影響についての質疑に対し、理事者より、予防保健を取り込んで精神衛生の部分で充実していくための内容変更であり、題名変更に伴う国保の内容変更はないとの答弁があり、その後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第七 議案第二十号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第二十号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査に当たり理事者の内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、条例改正に伴う市民の一人当たりの影響はどの程度か。また改正による増収は三百万円弱というが、なぜ三百万円弱の増収のために条例改正が必要なのか。

理事者より、一般とマル退において所得の伸びによる自然増を除くと〇・四％の増となり、一人当たり百六十円程度となる。都が毎年調整をするが、過去には四千六百万円も調整された。試算では今回見直しをしないと一千七百万円強の調整がかかるが、見直しをすると九百万円強で済むことから、毎年少しずつでも見直しをしているものであるとの答弁があり、また委員より、各自治体ごとに行っている国保事業の規模を統一して拡大する制度改正の考え方を伺いたい。さらに昭和六十年ごろから資産割を減らし、限度額をふやすとか、均等割をふやし、平等割を減らすという流れが始まっているが、二十六市の状況はどうかとの質疑に対し、東京都でも都道府県で一元化の意見もあるが、地域福祉は身近な市町村の国保で行っていくというのが全国的な流れである。

資産割の部分について、二十六市中の中で年々二方式に移行している傾向がある。一方、資産割を賦課して税収を上げないと維持できないところは、従来同様、多額の資産割を賦課しているところもある。当市も、資産割については国保に対する不満の一つとなっている現状もあり、二十六市の流れの中で判断していきたいとの答弁があり、また委員より、税条例を毎年改正する最大の理由は、都の指導の関係であり、これが結果的に被保険者へのしわ寄せとなっており、賛成できないとの意見の後、お諮りしましたところ、賛成多数にて原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第二十号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、日本共産党の議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

本条例は国保税の値上げを行うものとするものです。値上げ率は前年比五％であり、被保険者一人当たりの値上げ額は、所得の伸びと自然増を含め二千二十八円となります。この値上げにより、国保税は四年連続値上げとなり、被保険者である市民の命と暮らしをますます脅かすこととなります。

国保税の改正理由について、理事者は、一、税の値上げをしないと都の補助金にペナルティーが加えられるということと、二、医療費の伸びがある、三、受益者負担という説明がありました。

しかし、国保税が四年間連続値上げを行う最大の理由の一つには、政府が国保の健全運営という名のもとに、老健法の施行や退職者医療制度の創設を行い、国保に対する国庫負担率の引き下げを行ったことにあります。二つ目の理由は、理事者の説明にもありますように、都のペナルティーによるものであります。東京都は各市に対し、保険税を二十三区並みとするように強い指導を行い、その指導に従わない自治体に対し、補助金にペナルティーを加えています。当市の平成元年度予算でのペナルティーは推計で約九百万円強ということですが、

以上述べましたように、本条例改正の最大の理由は、法の改正による国庫支出金の削減と都補助金のペナルティーにあります。政府や都の責任を国保加入者に税の値上げで転嫁するということは認められません。本条例改正は、限度額で二万円の値上げを行い五百八十八万円の増とし、資産割で二％の減を行い一千二百一十六万六千六百円の減となり、均等割で一人当たり六百円の増で一千六十五万円の増となり、世帯平等割で六百円の減で四百八十九万円の減となるものです。所得割は据え置きですが、ベースアップ分は確実に増となります。特に均等割の値上げにつきまして、所得の低い家庭ほど重い負担となります。この税条例改正による税の増額分は二百七十六万九千円となっています。

す。しかも、今回の税条例改正は六割、四割の軽減世帯に対しても一人世帯では税の額は変わりませんが、均等割を増としたため、世帯平等割を減とした、この結果、二人以上の世帯では税が値上げとなります。

これを見ましても、今後の国保税は、都の指導どおり均等割をますます値上げすることになると予測されます。本来、国民健康保険制度は国民皆保険制度として政府の責任で発足したものです。その政府が、国保の制度改悪を次から次へと行い、保険者である自治体と被保険者である国民に負担を転嫁させています。国や都のこのような責任転嫁と指導は納得がいきませんし、許せません。国保に対する政府の責任転嫁と都の指導により国保税の値上げが行われるのです。

このようなときこそ、保険者である地方自治体の福生市は、被保険者の命と暮らしを守るために、政府や都に対して補助金の増額やペナルティーをかけないように強く申し入れるべきです。また、一般会計からの繰入金を増額して、被保険者の負担を軽くすべきであると意見を述べまして、私の反対討論といたします。（「松山さんがそこで拍手」「皆さんがやってくださいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） 御指名をいただきまして、議案第二十号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する賛成討論を行います。

ただいま委員長の報告がございましたように、厚生委員会におきまして賛成多数をもって可決された議案でございますが、本議案は国民健康保険運営協議会に諮問の上、答申を得て上程されたものであります。予算編成に当たり、年々増加する保険給付費については、平成元年度見込み、前年度予算に比較した場合、療養諸費において六千五百四十三万一千円、五・一％の増、高額医療費において二千九百六十三万五千円、二七・〇四％の増、老人保健拠出金におきまして二千七百七十五万二千円、四・四二％の増で、合わせて一億一千六百八十一万八千円、約六・二％の支出の増加を見込んだ歳出を基調として編成されたものであります。

この支出増に対応すべく今回の条例改正では、限度額を二万円引き上げ、均等割額を六百円引き上げる反面、資産割額における税率を二％引き下げ、平等割額においても六百円引き下げるものであり、厳しい国保財政の中で大幅な

支出増が予想される平成元年度保険給付費と対比して、保険税の改正案では被保険者にとり実質〇・四％増となり、その負担を極力抑えた内容であります。

また、この税の見直しにより歳入における都の補助金は、昭和六十一年度決算では懸案のいわゆるペナルティー約四千六百万円が課せられたのであります。六十二年度に引き続き六十三年度の税の見直しにより大幅な改善がなされたのであります。今回、上程された税の改正をもし放置した場合には、約一千七百万円強のペナルティーが課せられるものと思われ、せっかく関係者各位の努力により、安定化されつつある国保事業の健全運営が再び悪化のおそれが生じ、その安定運営は到底望むべくもなく、国民健康保険制度の存在すらおぼつかなくなると危惧の念を抱くものであります。

本来、予算編成について歳入に見合った範囲で歳出が予算計上となるものであります。国民健康保険にかかわる特別会計に関する限り、予見される歳出に対応する歳入財源を確保せねばならず、当然その不足額においては保険税をもって充当すべきであります。福生市民全体の加入率三二・一％の被保険者の負担軽減を図るために、一人当たり約一万二千七百五十円の軽減措置として、当該年度においても二億四千万円を一般会計からの繰入金をもって補わんとするものであり、このことは他の市民の厳しい国保財政に対する深い理解と協力のたまものと言っても過言ではないと信ずるのであります。

以上述べましたごとく、被保険者一人当たり実質〇・四％、自然増を含めて約五％増の改正案は、直接医療給付費見込み増加六・二％に対応する、被保険者にとり、非常に負担軽減措置を図った内容であり、受益者であり、かつ保険税負担義務者である被保険者各位におかれては、今回の税改正案が受忍範囲の負担増と認識していただくことを願望し、あわせて福生市国民健康保険事業の安定かつ円滑なる運用がなされることを祈念して、本案に対する賛成討論といたします。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第二十号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第二十号は、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第八 議案第二十一号 福生市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第二十一号につきまして委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後に質疑に入り、委員より、年間二百万円足りなかった人はどのくらいか。理事者より、費用額では一カ月に二百万円ぐらい使用する方もいるが、実際の貸付額は六十二万円程度になっているので、今のところ、二百万円という高額を貸し付けたケースはないとの答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第九 議案第二十二号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第二十二号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十 議案第二十三号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第二十三号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩いたします。

午前十時四十九分 休憩

~~~~~

午前十一時十八分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十一 議案第二十四号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第二十四号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、該当者が六名ということだが、減給と戒告の内訳はどうか、また減給についての金銭補償、戒告に伴う昇給延伸処分の復元についてはどうかとの質疑に、戒告六名、減給三名、減給の補償、昇給延伸の復元は行わないとの答弁がありました。

委員より、昭和天皇の崩御に伴うという言葉を使うという形で、これは二十六市で統一されたものなのかとの質疑に、自治省から、そういう形での指導がされているとの答弁がありました。

委員より、当局が懲戒免除をしようとすれば、昭和天皇の崩御という語句はなくてもよいわけで、こういう制度による懲戒免除には反対であるとの意見がありました後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第二十四号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例について、共産党議員団を代表して反対の討論を行います。

今回の懲戒免除に関する条例による該当者は六名であるが、実質的な恩恵は特にありません。それにもかかわらず天皇の死去による懲戒免除に関する条例を定めることへの上級機関の指導と、それに従う市当局の態度は思うと思わざるとにかかわらず自民党・竹下内閣の天皇賛美に手をかすものにはなりません。

今回の政府の恩赦の検討に当たって、小淵官房長官は、新元号の実施に伴い、内閣としては大行天皇の御遺徳をしのび人心を一新するためにと述べたように、今回の政令恩赦は前天皇の内閣の恩恵を示すものとして、事実上、時代錯誤の明治憲法的発想に立つものにはかならず、これは現行憲法の主権在民の原則に反し、天皇賛美、天皇元首化の策動の一環をなすものであります。

こうした露骨な政治的利用を目的とした政府の恩赦を前提とした今回の条例制定に、共産党議員団としては反対であることを表明して、反対の討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者七番佐藤慶二君。

（七番 佐藤慶二君登壇）

○七番（佐藤慶二君） お許しをいただきましたので、議案第二十四号につきまして賛成の討論をさせていただきます。我が国の民主憲法の冒頭に、天皇は国民の総意で日本の象徴であることが明記されておりますことは、皆さんも御

承知のとおりであります。このたび、一月七日の昭和天皇崩御に対する二月二十四日大喪の礼において、海外の大公使など百六十数カ国の弔問を受け、その例がいまだにないとのことであります。戦前、戦中、戦後の激動期を過ぎ、その歴史的な意義についてはそれぞれの考えや立場によって受けとめ方もまちまちであろうと存じますが、こうした弔問を考えれば、昭和天皇がいかに戦後の平和一筋に尽力されてきたか、その業績はまことに甚大であり、国の内外にも認められたものと思います。

さて、このたび提案された条例に関係して昭和天皇大喪の礼に対し、国や地方の公務員などに対し懲戒免除の措置がとられたことは天皇の御意思でもあるのではないかとも思います。（笑声）懲戒措置を受けられた職員諸氏につきましても、その意思がなくともその時の情勢でやむなく悪い結果になった場合もあったでしょうし、長い過程には過失もあり、間違いもあります。懲戒は職員にとってやみ夜を歩いているようなものであり、その中で免除という光を受ける、その理由はどんな理由にしてもすばらしいことであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）やみを経験した者でなければ光のありがたさはわかりません。

そうした意味からの、このたびの職員の懲戒免除をし、復権がなされることはまことに当を得た措置であり、この機会に免除を受けられた職員諸氏に対して、公僕である公務員としての自覚を喚起するとともに、希望を持って今後活動されることを念じてやみません。

以上の理由をもちまして、私の賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第二十四号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第二十四号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十二 議案第三十九号 福生市の休日を決める条例を議題といたします。  
本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第三十九号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、保育園についてはどのような運用をするのかとの質疑に、閉庁方式ではなく、交代で休むことになる。そのように土曜日も勤務することになっている仕事については、土曜日の分について休日勤務手当は支給しないとの答弁がありました。

また委員より、土曜閉庁方式を採用することにより、人員増は考えるのかとの質疑に、その考えはないとの答弁がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十三 議案第三十七号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第三十七号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、一人当たり一週間の勤務時間が二時間減ることになるわけだが、その分というのは総体にして人数にすれば何人分ぐらいかとの質疑に、二十人ぐらいであるとの答弁がありました。

委員より、その分を職員の努力で吸収することになると休日はいくつか減る。一日の勤務はきつくなる。そういう面からいえば、雇用を増大してほしい、また職員の勤務形態を同じにできるように会館等の施設については管理公社を設立して運営してはどうかとの質疑に、勤務の性質上、任せ切れない仕事もあるが、将来的な展望に立って検討したい。また試行期間があり、現在の人員で賄えるとの判断に立って条例改正に踏み切ったとの答弁がありました。

委員より、一時間短縮という面では能率を上げるというだけでは対処できない面も出てくると思うので、今後、増員を考えていくべきであるとの意見が出された後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第十四 議案第三十八号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第三十八号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読については省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、育児休暇を受けるような職員は年間何人ぐらいいると考えているのかとの質疑に、推定はしにくいですが、三人から五人くらいいるのではないかと回答がありました。

また委員より、育児休暇中は期末手当は支給するのかとの質疑に、支給しないと回答がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第十五 議案第二十五号 福生市中学校給食審議会条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第二十五号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、十年ぐらい前に研究会が設けられたということだが、その協議の期間、結論を聞きたい。また今回の審議会はどのくらいの期間審議するのかとの質疑に、前回の研究会は二年行った。結論は教育委員会にゆだねられ、学校の施設、生徒の即応の関係などから、給食までは行き届かないとの結論が出た。また今回の期間は、一年ぐらいと